

安芸市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画及び安芸市障害者計画(第7期)・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)・第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

安芸市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画及び安芸市障害者計画(第7期)・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)・第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務

(2) 業務の目的

本業務は、国の動向や法改正等に注視し、市の各種計画との整合性と地域福祉計画等との調和を保ちつつ、サービス量の推計及び介護保険料の算出を踏まえ、「安芸市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」の策定及び「安芸市障害者計画(第7期)・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)」・「第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定を行うことを目的とする。

(3) 業務の内容

令和7年度 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施、障害者・障害児アンケート調査の実施、第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動作成に向けての関係団体ヒアリング調査
令和8年度 安芸市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画及び安芸市障害者計画(第7期)・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)の作成、第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画の作成

※詳細は安芸市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務仕様書及び安芸市障害者計画(第7期)・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)・第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

2 見積限度額

令和7年度 8,805千円(消費税額及び地方消費税額を含む)

令和8年度 13,100千円(消費税額及び地方消費税額を含む)

※上記金額は、2年分の予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

※契約は安芸市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務と安芸市障害者計画(第7期)・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)策定・第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画業務に分けて締結する。

3 審査委員会の設置

別添に定める「安芸市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画及び安芸市障害者福祉計画(第7期)・障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)・第4次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動

計画策定業務プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、審査委員会を設置する。

4 実施形式

公募型

5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手型となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を決定する。

選定後は、候補者と市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて市と交渉を行うこととなる。

6 参加要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- （１） 市の入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されている者であること。
- （２） 地方自治法施行令（昭和年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- （３） 安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- （４） 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第 1 号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- （５） 直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税を滞納していない者であること。
- （６） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （７） 過去 5 年間に高齢者・介護保険・障害者等に関連する計画業務を請け負った実績があること。

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|--|
| （１） 募集開始 | 令和 7 年 10 月 17 日（金） |
| （２） 参加申込書受付期間 | 令和 7 年 10 月 17 日（金）から
令和 7 年 11 月 4 日（火）17 時まで |
| （３） 質疑受付期間 | 令和 7 年 10 月 17 日（金）から
令和 7 年 10 月 28 日（火）17 時まで |
| （４） 参加資格結果通知 | 令和 7 年 11 月 6 日（木） |
| （５） 企画提案書提出締切 | 令和 7 年 11 月 19 日（水）17 時まで |
| （６） 審査委員会（プレゼンテーション） | 令和 7 年 11 月 27 日（木）（予定） |
| （７） 審査結果通知 | 令和 7 年 12 月 2 日（火）（予定） |
| （８） 契約締結 | 令和 7 年 12 月上旬（予定） |

8 参加申込

プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書（別紙１）に関係書類を添えて申し込むこと。

- （１） 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）
- （２） 提出期限 令和７年１１月４日（火）１７時まで
- （３） 提出先 〒784-8501 安芸市土居 82-1 安芸市健康介護課介護保険係
- （４） 提出書類 ア 参加申込書（別紙１）
イ 高齢者・介護保険・障害者等に関連する計画の履行実績（別紙２）
ウ 直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税の滞納がないことを証明する書類
- （５） 資格要件の確認は、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類で行う。資格要件の確認結果は、令和７年１１月６日（木）までにメールまたは書面にて通知する。

9 質疑と回答

- （１） 提出方法：質問書（別紙３）を持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX 又は電子メールで提出すること。（ただし、FAX 又は電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。TEL：0887-35-1003）
- （２） 提出期限：令和７年１０月２８日（火）１７時まで
- （３） 提出先：〒784-8501 安芸市土居 82-1 安芸市健康介護課介護保険係
E-mail：kaigo@city.aki.lg.jp
FAX：0887-35-1555
- （４） 回答方法：適宜、市ホームページに掲載する。

10 企画提案書の作成方法

別途定める「安芸市高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画及び安芸市障害者福祉計画（第７期）・障害福祉計画（第８期）・障害児福祉計画（第４期）・第４次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

11 審査方法

別途定める「安芸市高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画及び安芸市障害者福祉計画（第７期）・障害福祉計画（第８期）・障害児福祉計画（第４期）・第４次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務審査要領」のとおり。

12 審査結果の通知と公表

審査結果は、令和７年１２月２日（火）までに、すべての参加者に通知するとともに、市ホームページにて公表する。

13 提出書類の取扱い

- （１） 提出された書類は返却しない。
- （２） 提出された書類は、提出した者の承諾なしにこのプロポーザル審査以外には使用しない。

- (3) 提出された企画提案書は、安芸市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく公開請求があった場合には原則公開する。なお、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第7条第1項第3号の規定により非公開となるので、提出書類の該当部分と非公開とする具体的な理由を情報公開を希望しない届出書（別紙4）により事前に提出しておくこと。

公開・非公開の判断は、具体的な理由を参考に、同条例に基づき市が客観的に判断する。

14 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書を安芸市が受理した後は、追加及び修正はできない。
- (3) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退願（別紙5）を提出すること。
- (4) 企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とする。
- (5) 次の各号に該当した場合、参加者は失格とする。
- ①提出書類に不備もしくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められた場合。
 - ③安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合。
- (6) 企画提案書の著作権については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が受託者から了承を得て、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

15 問合せ先

〒784-8501 安芸市土居 82-1 安芸市健康介護課介護保険係（担当：若江）

電話番号：0887-35-1003 FAX：0887-35-1555 E-mail：kaigo@city.aki.lg.jp